

2015年8月3日

みずほ信託銀行株式会社

「立川トラストラウンジ」の設置について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野 武夫）は、2015年9月14日（月）より、みずほ銀行立川支店およびみずほ証券立川支店が入居する「立川ビル」に、相続・不動産等信託独自のサービスをご提供する相談専用の拠点として、「立川トラストラウンジ」を設置いたします。

これにより、「銀行」「信託」「証券」による共同店舗が実現します。この共同店舗を通じて、グループ一体による総合金融サービスをワンストップでご提供してまいります。

今後も、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指し、お客さまのニーズに的確にお応えする高品質な信託商品・サービスをご提供してまいります。

【立川トラストラウンジの概要】

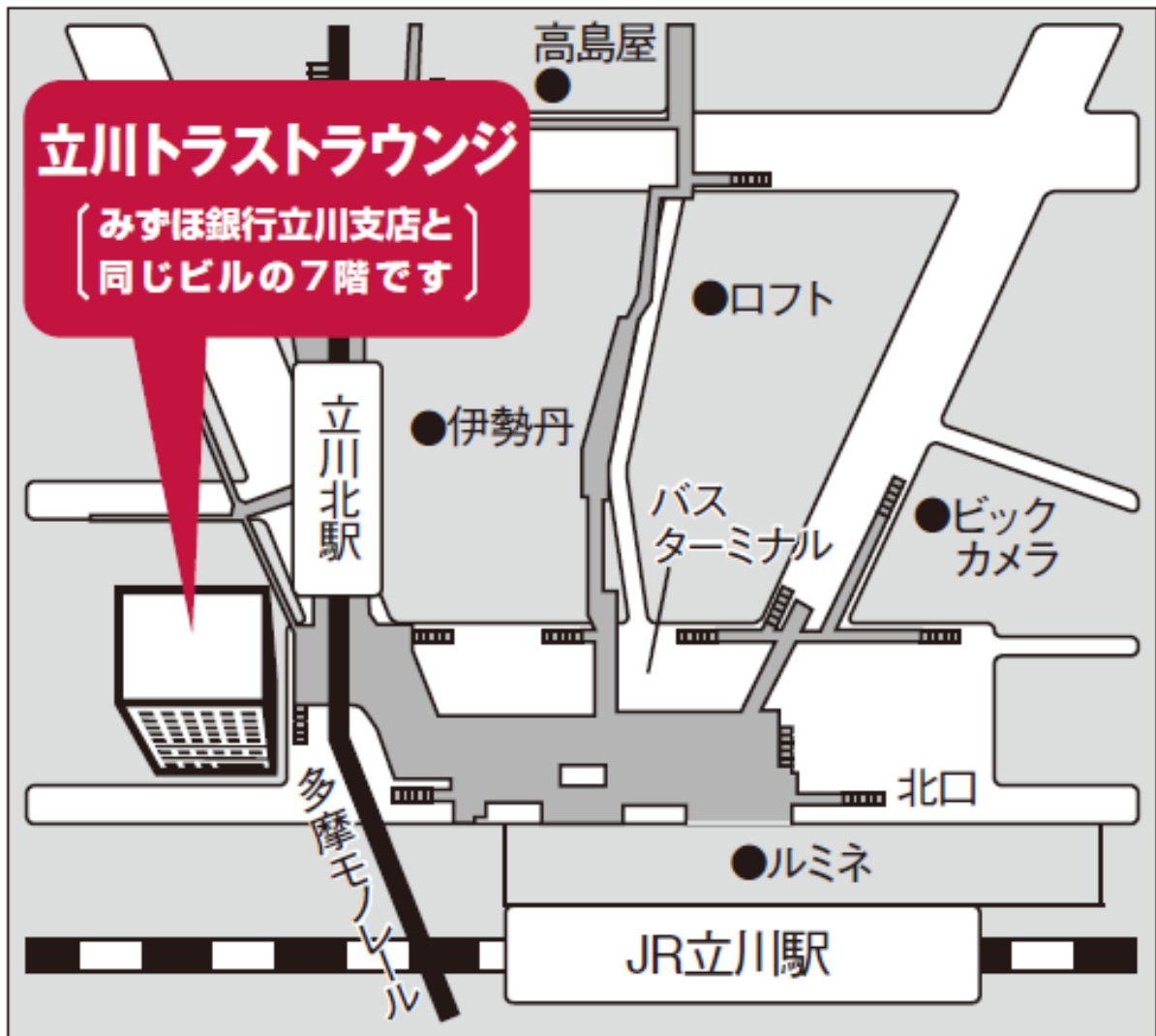
主な取扱業務	遺言信託等の相続関連業務、不動産業務等
設置場所	東京都立川市曙町二丁目4番6号 立川ビル7階
設置予定日	2015年9月14日（月）

※立川トラストラウンジでのご相談は予約制となっております。

【共同店舗の概要（場所：立川ビル内）】

みずほ銀行	みずほ信託銀行	みずほ証券
立川支店 (1階、3階、4階)	【新設】 立川トラストラウンジ (7階)	立川支店(5階) プラネットブース立川 (みずほ銀行3階ロビー内)

《店舗周辺地図》



以上